

出先機関の事務・権限の移譲に関する決議

出先機関の事務・権限の移譲については、平成22年12月28日に閣議決定されたアクションプランに基づき、出先機関の原則廃止に向けての方向性が示され、これまで検討が行われてきた。

昨年12月26日に開催された地域主権戦略会議においては「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲」に関し、次期「通常国会への法案提出に向け最大限努力」することとし、都道府県域を超えた広域的实施体制の枠組みについて、「既存の広域連合制度をベースに当該制度を発展させるための検討を進め、平成24年の通常国会に特例法案を提出することを目指す」との方向性が打ち出されたところである。

しかしながら、新たな広域的实施体制の制度設計については、基礎自治体との関わり方をはじめ、都道府県をまたがる広域的な利害調整のあり方、組織・人員の体制や、財源の確保等について具体的かつ詳細な検討が必要である。

また、出先機関改革の議論が行われている間においても、大規模災害への対応をはじめとする安全で安心な地域づくり、自然環境の保全、地域経済の振興等地域に必要な事業については停滞すべきでない。

よって、次の事項について国へ要請するものである。

- 1 「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲」に関する法案を策定するに当たっては、基礎自治体との関わり方をはじめ、都道府県をまたがる広域的な利害調整のあり方、組織・人員の体制や財源の確保等について具体的かつ詳細な検討を行うこと。その場合、地域の実情を踏まえるべく、基礎自治体である市町村の意見を十分反映すべきこと。
- 2 出先機関改革の議論を行っている間も、大規模災害に対応できる安全で安心な地域づくり、自然環境の保全、地域経済の振興等地域に必要な事業については、着実に推進すること。

以上決議する。

平成24年2月6日

長崎県市長会